

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成30年4月20日（金）17:15～18:00

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学名誉教授

委員 中川 雅之 日本大学経済学部教授

委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<提案者>

綾香 直芳 長崎県農林部次長

内田 陽二 長崎県農林部林政課長

宮本 亮 長崎県農林部農業経営課長

長門 潤 長崎県農林部農政課企画監

市瀬 良一 長崎県企画振興部政策企画課課長補佐

<事務局>

岡本 直之 内閣府地方創生推進事務局次長

村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官

小谷 敦 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 長崎県「スーパー林業特区」の提案について

3 閉会

○小谷参事官 それでは、1コマ目は長崎県に来ていただいております。

1月に一度、ヒアリングをしておりますけれども、国の動向も踏まえて新たな追加の項目等を再度提案いただいておりますので、その説明をお願いできればと思っています。

それでは、座長、よろしくお願ひします。

○八田座長 どうもお忙しいところをお越しくださしまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○綾香次長 長崎県農林部次長の綾香でございます。

本日は、このような機会をいただきまして、ありがとうございます。

本来ならば、中村農林部長が今日参って説明すべきところですが、今日は所用によりまして、私のほうから御説明させていただくことをお許し願いたいと思います。

お手元にA3の資料を3枚、A4を1枚配っておりますけれども、本日は大きな3枚のほうで説明させていただきたいと思います。

まず、お手元のA3版の資料1は、前回1月19日のヒアリングの折に、私ども長崎県より提案、説明させていただきました。その中でも、右上の茶色の部分になりますけれども、本日は林業分野についてさらに深掘りをし、再整理いたしました、長崎県「スーパー林業特区」について御説明をさせていただきたいと思います。

深掘りした部分が資料2と資料3でございますので、資料2に移っていただいでよろしいでしょうか。

長崎県「スーパー林業特区」は、森林資源をフル活用し、川上から輸出を含めた川下まで、民間事業体の参入と良質な雇用の場の創出を目指すために、必要な規制緩和等をパッケージ化して、御提案させていただくものでございます。

資料の左側が、素材生産の段階、すなわち川上側における規制緩和の提案と目指す姿でございます。

所有者不明や未相続の林地が点在し、集約化が限定されるという課題がある中で、国の森林バンクの不足を補いながら、民間活力による森林の活用を進めようとするもので、森林所有者の探索に当たり、固定資産課税台帳の全面的な活用を認めるとともに、市町村職員の圧倒的なマンパワー不足に対しまして、守秘義務を課した上で、民間事業体による探索を可能とする他、探索範囲を限定し、所有者不明の場合は、固定資産税の納税者1人の同意により、登記やその後の管理、整備ができる仕組みを導入する。万が一、整備後に所有者から申立て等があった場合に対応する仲裁組織の設置など、森林法や地方税法に関する規制緩和を提案いたします。

これによりまして、林地の集約化を拡大し、路網配置の促進につなげ、林業と建設業との共同事業体の創設等にも取り組むことで、森林整備を担う民間事業体の参入と良質な雇用の場の創出を図ってまいります。

資料の右側が、木材の流通段階、すなわち川下側における規制緩和の提案と目指す姿でございます。

国内外での木材需要が高まる中、原木や製材品等の輸送や輸出などにおける輸送費用や事務手続負担等の課題を軽減し、民間の活力を利用いたしまして、木材の流通促進を図ろうとするもので、木材輸出において、開港を經由せずに、産地により近い小規模な不開港へ外国貿易船の直接入港を可能とすること及び検疫官の臨船検疫が不要な無線検疫指定港の認定基準を緩和すること。木材輸送において、貨物運送事業の許可基準を緩和し、小規模の運送会社の新規参入を可能とすること。12mを超える木材等を輸送する特殊車両の運用許可の手続を一元化することなど「関税法」「検疫法」「貨物自動車運送事業法」「道

路交通法、道路法」に関する規制緩和を提案いたします。

これにより、輸送コスト縮減や輸送時間の短縮を図りまして、産地に近い小回りのきく物流網を構築して、国内だけではなく木材需要の高まるアジア向けの輸出を図る民間事業者の参入を促すとともに、良質な雇用の場を創出してまいります。

資料3は、今回提案しております規制緩和の詳細内容と、その効果について整理しております。引き続き、御説明をさせていただきます。

先ほど説明いたしましたとおり、川上側での民間事業者の参入を促すためには、市町村が所有者からの委託を受け、経営管理権を設定して林業事業体に貸付けを行う森林バンク制度の運用に当たりまして、現在、国会で審議されております、森林経営管理法案のもとでは、固定資産課税台帳を活用できるのは、平成24年度以降に所有者等の移動があった場合に限定されており、かつ市町村内部での利用に限定されておりますため、そういう条件では市町村による確知が非常に進まないこととなります。

本県では、所有者不明の森林が約4割にも及んでおりまして、所有者等の探索等に際して、市町村の膨大な事務量が発生する等の課題があることから、このような提案を行うものでございます。また、合わせて市町村のリスクを軽減するため、所有者からの申立て等に対応する仲裁組織を設置することも提案しております。

これによりまして、林地の集約化の拡大、路網配置の促進につなげ、林業と建設業との共同事業体の創設等にも取り組むことで、左側の最下段にありますとおり、森林バンク1ユニットは大体施業管理面積3,000haを想定しておりますけれども、これを10年間にわたって施業管理する場合、素材の生産において、1ユニット当たり年間の素材生産量1万5,000m³、素材生産額約1億8,000万円、雇用創出24人といった経済効果が見込まれます。

資料の右側の下段は、原木や製材品の輸出、製材工場、チップ工場、バイオマス発電に取り組む民間事業者の参入を促し、森林資源をトータルで商品化することによりまして、まず1ユニットの川上で生産された素材を製材利用することで、製材工場において年間生産額約2億8,000万円、雇用創出9人の経済効果が見込まれます。

また、製材工場で端材等も発生いたしますので、それらを含めてチップ材としての利用を図ることで、チップ工場において年間生産額約1億4,000万円、雇用創出7人が見込まれ、さらにチップを発電用燃料として利用することで、バイオマス発電所において年間売電額2億3,000万円、雇用創出5人が見込まれるところでございます。

以上、①素材生産から②の製材利用、③のチップ材利用、④の発電用燃料利用に至るまで、1ユニット3,000ha当たり経済効果の合計は、年間売上げ約8億2,000万円、雇用創出45人となり、これが50km圏内の地域で実現することが可能と見込んでおります。

本県では、平成28年度から「新ながさき農林業・農山村活性化計画」に取り組んでおりまして、その中で、平成32年度までに整備された森林面積を6万ha確保する目標を掲げているところです。これまで御説明してきた素材生産から、製材利用、チップ材利用、発電用燃料利用までの一連の取組みを、県内の整備された森林6万ha全体に広げて適用した場

合、6万ha割る3,000haイコール20ということで、右側上段にも記載のとおり、20ユニット分、すなわち、年間売上げ164億円、雇用創出900人という非常に大きな経済効果が期待できます。

また、このうち輸出関係につきましては、県内に新たにCLT工場を整備するなどの取組みを進めるとともに、右側中段の「規制緩和の提案」に記載しておりますとおり、1番目といたしまして、「外国貿易船が海外から入港して木材を積載し輸出する際、開港を經由せず、不開港への直接入港を可能とする」という関税法の緩和、これは1年間の輸出入貨物の価格合計が5,000万円超、かつ外国貿易船の入出港隻数11隻超という規制を緩和していただきたいということでございます。

二つ目が「無線検疫指定港の認定要件」で、今は外国貿易船の年間入港実績が100隻以上等の認定要件がございますけれども、こちらを緩和して、検疫官の臨船検疫が不要な無線検疫を可能としていただくよう、検疫法の緩和を提案いたします。

三つ目として、「貨物運送事業の許可基準」は最低車両台数が5台以上等でございますけれども、貨物自動車運送事業法を緩和していただいて、森林組合等が共同出資する小規模の運送会社の新規参入を可能とする。

4番目として、12mを超える木材やCLT等を輸送する特殊車両の輸送許可の手続を一元化する、警察・国土交通省関係の手続の簡素化。

これらを進めていただくことで、県内における製材品やCLTの輸送の集約化を図り、木材需要の高まるアジア向けの輸出の大幅な拡大を目指してまいります。

以上のとおり、規制緩和の実現により、民間事業者の参入を促進することで、国際的に競争力のある、世界と闘える長崎の林業の実現を目指し、長崎県「スーパー林業特区」を提案させていただきますので、国家戦略特区の4次指定において、長崎県の区域指定もあわせて御検討のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、A4の資料4については、これまで説明した提案を詳細に整理したものでございまして、必要に応じて御参照いただければと思います。

私のほうからの説明は以上にさせていただきます。ありがとうございました。

○八田座長 ありがとうございました。

それでは、委員の方から御質問があったらお願いいたします。

○八代委員 整理後の所有者からの申立て等に対する仲裁組織というのは、具体的に何を仲裁するのか。つまり、何か事業を始めてしまった後で、今まで不明だった人が出てきて、返せと言ったときに、それをどう処理するかの何か仲裁組織のモデルみたいなものがあるかどうかの一つです。

あと、建設業等への外国人材派遣で、今の派遣法を緩和して欲しいということなのですが、これはあえて「外国人」と言わなくても、今の派遣法で建設・港湾などが、明確な根拠もなく派遣の禁止業務になっているのを外してくれと言わないとややこしくなりません。まず、日本人の派遣を緩和しないと外国人は当然ダメですから、いきなり外国人だけ

認めろというのは別の意味で問題なのです。派遣の禁止自体に根拠がないですから、普通は派遣法自体の禁止緩和のほうから議論したほうが早いのではないかと思います。それが一つのコメントです。

○内田課長 私のほうから、先ほどの仲裁組織のイメージを説明させていただきます。

現在、そういうものがございません。今回、固定資産課税台帳に基づく所有者に権限を全部委譲するというので、当然、登記簿上の所有者と違ってまいりますので、リスクを市町が背負うこととなります。そのリスク軽減のために、弁護士を中心とした組織で市町の負担軽減を図るというイメージを持っています。

○八代委員 だから、固定資産税を払っている人と所有者が違う場合があるのはすごく例外的ですね。普通、所有者でもないのに何で固定資産税を払うのかということです。

○内田課長 正直に申しますと、登記簿が古いのです。おじいさん、おばあさん、それ以前のひいおばあさん、ひいおじいさんの名義になっていたりして、実際の所有者と大きく違っているものですから、そこが一番の課題でございます。

○八代委員 わかりました。だけれども、その場合は少なくとも固定資産税を払っている人がいるという条件で、それもわからなかったらどうしようもない訳ですね。

○内田課長 現実には、固定資産の課税台帳は、それぞれの森林の所在に対して全部張りつけてあるのです。だから、課税台帳に載っている人がいないという状況はほとんどありません。年間の税額が何万円以下だと免除というところはあるのですが、課税台帳に記載されていないという状況はございません。

○八代委員 わかりました。

○八田座長 その課税台帳に、おじいさん、ひいおじいさんでもういない人がまだ載っていることはあるのではないですか。

○内田課長 市町村から課税の通知が行きますものですから、実際は存在している人が課税台帳の名義人になっています。亡くなった方は現実的には名義人になっていません。

○八田座長 持ち主が誰かわからない土地が無数にあると言われるところで、誰かが必ず課税台帳に載っているというのも考えにくいのですけれども、全く誰も載っていないところもあるのではないですか。

○内田課長 例えば、長男がずっと継いでいて、その長男に行くというのが一つのベースです。長男が不在の場合はその次の次男に行く。それから、次の三男に行くということで。市町は必ずトレースをして、台帳をきちんと整理している状況なのです。課税台帳に限らず、市町が住民に対して、一斉に色々な業務で通知をいたしますよね。そのベースがこの課税台帳になってございます。

○八田座長 どうぞ。

○八代委員 派遣のほうはどうでしょうか。

○綾香次長 この資料1は、実は1月にその他の提案もさせていただいたときの分でございます。

○八代委員 では、結構です。ありがとうございます。

○中川委員 不勉強で申し訳ないのですが、所有者不明の土地で、色々な立法が行われていて、農地のものも森林法のものもあるし、国交省のほうで利用権を設定する形のものもある訳ですが、今回の規制緩和の提案というのは、今の森林法の中で、所有者不明の土地に対応するという部分で付け加わっている部分がどこなのかを教えてください。

今、御説明いただいた中で、固定資産課税台帳の活用について、平成24年以降のものに限定されていることについては、例えば、空き家特措法などで固定資産課税台帳を使う場合でも、そういう年限による限定はなかったように思って、これ自体どういう意味があるのかがさっぱりわからないのですが、何か意味があって付けられた限定なのかなとは思っているので、それを超える理屈というのはどのようにお考えになっているのかを少し教えてください。

○内田課長 まず1点目ですが、平成24年以降の移動があったという情報の中で、我々が把握しているパーセンテージは、県内の森林面積の0.7%しかないのです。だから、登記簿上で移動があった場合に、それを税務部局から林務部局に通知するという作業があるのですが、それさえも現在は行われていないということです。それで、我々は24年度以前も全部オープンにして、課税台帳の守秘義務を課した上で、利用させてくれという御提案をしているところなのです。

今の森林経営管理法案の国会で議論されている部分は、所有者にまずは森林の整備を義務付けることを明確化するのがまず一点でございます。それで、自分で森林整備をやるという人はやってください、やらないという人は市町に預けてくださいというのが基本になります。

それでも、所有者がわからない場合、共有部分で1～2人はわかっているのだけれどもその他がわからない場合、法的に森林が非常に荒廃していて災害の危険がある場合に、自分では同意をしない方もいらっしゃる。その三つの特例を強制的に告示して、同意とみなしたものとするという法律でございます。そこが今回、我々は実際に課税している部分は本来の所有者とみなしていいのではないかとこのところで御提案差し上げているところでございます。

○綾香次長 今の違いは、詳細版の8ページにまとめております。

○中川委員 今のスキームは、平成24年以降に移動があったものについてだけ、固定資産課税台帳の林務部局の利用を認めるという理屈はそもそもめちゃくちゃなので、困っているから、全然把握できないからそれを取っ払ってくれという御主張でしょうか。

その場合、何らかの議論があって平成24年以降に限定されたようにも思うのですが、その部分については何か御調査なり反論なりをされたことはあるのでしょうか。

○内田課長 国の制度ですので、過去にさかのぼって課税台帳を提示するという議論も林野庁と総務省の中ではしていると伺っておりますが、あくまでも総務省としては、法改正

以後というところで整理をしたと伺っております。

○中川委員 わかりました。

その部分は別の法律ではそんなに限定がなかったと思うので、私は仰ることはそのとおりなのではないかと思えます。

もう一点、開港されていないところを、開港を経由せずに直接入港を可能にする部分は、税関の手続はどうされるのでしょうか。税関の手続を全くすることなく海外との取引きをやっているという世界ではないと思うのですけれども、要は、税関みたいな手続に必要な投資をするだけにしても意味があるぐらい、たくさん色々な荷動きがあるところが開港されていると思うのですが、それを単純に取っ払ってくれというものだと、多分、投資効率が悪いので難しいように思うのですけれども、この開港を経由せずという部分について、なぜそれで合理的なのかを教えてくださいたいと思います。

○宮本課長 わかりました。

資料4の11ページを御覧いただきたいのですが、長崎県の一番の木材の産地は実は対馬なのです。これの現状と対応後について整理したものになるのですが、実は税関の手続をするところは一番下にある厳原港で、ここは開港になっています。ところが、島の北半分が一番の産地で、こちらに峰港という、木材が搬出できる港があるのですが、こちらは現在は不開港となっていて、今、峰港から送り出しをしようとしても、まず厳原港にその船は入って、税関手続をした上で峰港に行って、それで木材を出すという手続が実は要ります。

ところが、今、お話があったように、まさに規制緩和をすることで、峰港のほうに直接行けばいいようにする。つまり、税関のほうも厳原港ではなくて、税関の職員の方に峰港に来ていただいて、やることができれば、船にとっても二度手間がかからない。下にありますように、約半日、時間もお金もかからずに済むという規制緩和ができるようになります。こういった話で、非常に効率的に進むのではないかと考えています。

○中川委員 ただ、税関の業務的にはしんどくなるのですね。

○宮本課長 それは否定はしません。ただ、今後は木材自体の輸出を増やしていこうというのが政府全体の取組みとしてある中で、必要な輸出拡大のためには、税関も含めて御協力いただいて、対応を手厚くしていただければというのが我々の願いではあります。

○八代委員 それは規制緩和というのか。単に税関を増やせということですよ。

○宮本課長 ですので、今、不開港になっているところには、年間何隻以上入る、何㎡以上輸出するなどの基準があるのです。それを下げることで、峰港は開港になりまして、輸出なども直接使えるという規制緩和になろうかと思えます。

○八代委員 どれくらい下げれば大丈夫なのですか。

○宮本課長 現状、年によって違うのですけれども、峰港でいうと、今の半分ぐらいになれば、対応できるのではないかと考えています。

○八代委員 しかし、今、下の厳原港のほうには税関がある訳だから、そちらは年間100

隻は入っている訳ですね。

○宮本課長　そうです。

○八代委員　だから、それを50隻にすれば両方入れるということですよ。

○宮本課長　そうです。

○内田課長　対馬は御覧のとおり、結構南北に細長いのです。峰港の集積地から厳原港まで持っていくのに、陸送で1 m³当たり2,500円ほどかかるのです。

○八代委員　だけれども、もし私が税関だったら、対馬のほうで、むしろ厳原のものをこちらに持ってきたらどうですかと考える。そうしたら、そこに集約すれば、別に開港を変えることは構わない。100隻以上あればいい訳だから、今は既に厳原のほうには100隻入っている。しかも、仰った点は、ここはむしろ森林の集積ではなくて、峰港のほうが集積なのだといったら、そちらのほうに集約してくださいと言いたい感じがします。

○宮本課長　南側も北側もそれなりの量がある産地なのです。あと、島内も国道といっても道が狭かったりするので、木材を運ぶには必ずしも効率的ではないといったこともあります。

○中川委員　多分、八代先生が仰っていることを、もう少しシステムティックに準備いただければと思うのは、要は、社会的にどういう状況が一番コストが安くて済むかということだと思えるのです。税関を増やしてくれというのはお金がかかる話だし、人件費もかかる話だと思えるのです。だけれども、それをやることによって、多分、民間が負担する木材の輸出に関するコストは安くなると思えるのです。

だから、民間がとか、税金で払う分がというのは別にしても、社会としてどちらのほうに効率的にうまく輸出できているのかということは、もう少しシミュレーションめいたこともやっていただいたほうがいい。峰港も開港扱いにしたほうが社会全体のコストなどが下がるのであれば、税関に負担をお願いしてもとか、そういうものは非常に説得力を持ちます。あるいは税関のほうから、お金がかかる話なので長崎県も御負担をみたいなお話ももしかしたら出てくると思うので、これは理論的に勝負するというよりは、どちらが効率的なのかという程度の話のような気がするのです。そういう御資料を見せていただいたほうが説得力がある気がしました。

○八田座長　制度的にできるかどうかは知らないけれども、民間事業者がいくらかお金を払って税関に来てもらう。それで十分ペイするかどうかだと思えるのです。事業者にとって税関が地元にあることで節約できる額よりも、税関設置のほうがお金がかかるのならば、これは無理だという話ですよ。

○八代委員　あとは、税関業務の民間委託というか、こういう離島の場合は民間ではなくて県に委託したほうが、規制緩和としては筋である。つまり、離島だから、本当に国のほうもお金がかかるから、そういうことに限定して、国の業務を県の職員でやらせてくれるというのは、よく地方分権などでありそうですよね。

それから、無線検疫とは何ですか。

○宮本課長 検疫法は、要は病気を持った人が入ってこないかという話なのです。基本は検疫官が船に臨場して、病気が入っていないかを、一人一人問診をして確認するのですが、一定以上実績がある船であれば、そういう意味で信頼関係みたいなものがあるって、着く前に無線のやりとりで病気の人はいませんかというチェックをして、あるいはファクスを入れて事前に問診票をやるようなことで、入らなくてもできる仕組みがあるのです。これも同じように、一定の実績があるとそれですとできますというものがあるので、その基準を下げてもらえないかというお話なのです。

○八代委員 ですから、木材運搬船だって大して人間は乗っていないはずですから、それもどうせなら県に委託しろと言っているのです。だから、離島に限定して。増やせというよりはセットのほうがスムーズだし、他にも影響が大きいと思います。長崎県は他にも離島がある訳ですから、そこに全部、国から派遣しろといっても向こうも困る訳です。

○綾香次長 今の検疫の分は、厳原のほうに検疫官がおりますので、そちらとファクスや無線で検疫を終えるということで、検疫官の増員にはつながらないです。

○八代委員 だから、開港のほうなのですね。わかりました。

○八田座長 それから、左矢印のところをまとめるだけでも大変な事業だと思うのですが、こういう問題を解決している場所は結構大きな山林で、林については商売も苦労しているのですよね。バイオマスも組み合わせるとか色々やっているけれども経営的には大変なところが多いです。ここでそれができるのは、対馬と韓国の近さがあるって、他の色々な地域ではできない特別な理由があるということですか。

○内田課長 全国的に同じような状況だと思います。韓国への輸出、中国への輸出に近いからというところで、そういう課題があるというのではなくて、それは全国的な課題だと思います。

○八田座長 ということは、これを全部やっても結構お金になりにくいというのは、他の地域でも見られる状況なのですよね。別に関税のところは見えていないですけども、森林整備も既に昔から広く、まとまっているところですから、こんなことなら私は嫁に来るべきではなかったと奥さんが言うくらいに、経営が結構大変だということなのです。だから、できたところで本当にうまくいくのかという心配があるのです。

○内田課長 長崎県は、林業公社が日本で最初にできたところなのです。林業公社が持ち分を取って、森林所有者にある程度一定の分収をするという組織なのですが、これが県内に1万2,000haございます。確実に昔から測量して、植林をして、維持管理をしているので、境界も所有者も全部わかっているのです。そういうところが本来はあるべき姿なのだろうと思っています。

それが、長年の木材の低下でそれが放置されてきた。所有者がわからない、あるいは境界がわからないという現状があるので、そういったことを何とか林業公社に請け負ってもらったところも、また新たに広がりを見せるものですから、その新たな広がりを見せるときに、当然、同意はもらわなければいけない。そこで課税台帳が必要になってくるのです。

○八田座長 だけれども、非常に厳しい産業な訳ですから、そこで韓国に近いことが有利なのかなと思ったけれども、特にそうでもないということになると、それをやったときに、後で本当に採算がとれている例が日本で他にあるかということなのです。

○内田課長 輸出もありますし、バイオマス発電もあります。

○八田座長 全国でバイオマス発電をやっていますが、それでも安定しないのです。

○内田課長 製材業もありますし、今、林業公社は、借金はありますけれども、単年度は黒字になっています。

○八田座長 そうなのですか。

○綾香次長 木材価格が。

○内田課長 上がっているところもあるのですけれども、やはり経営改善をして、かなり経営面をカットしています。

○八田座長 何年ぐらい。

○内田課長 ここ4年ぐらいは赤字を解消して、毎年単年度黒字です。毎年4億円から5億円、国庫のほうには返済しておりますので、そこは頑張って経営改善をやっています。

○八田座長 そうすると、今度はさまざまな規制緩和を御提案なさっているのですが、全部はできないかもしれない。それでも、これだけでできれば採算に何とか乗るだろうというのはどれですか。

○内田課長 私どもが考えているのは、やはり固定資産の課税台帳のオープン化で、当然、それは守秘義務を課した上です。それと、固定資産税の納税者を実質上の所有者と認めることの2点が一番大きなところだと思います。

○八田座長 実質上の所有者として認めるというのは、国の制度ではまだそうはなっていない。

○内田課長 なっていません。

○八田座長 なっていない理由は何なのでしょう。

○内田課長 先ほども申しましたとおり、林野庁のほうでは長年、総務省とずっと固定資産課税台帳の有効利用ということで交渉をしてきた結果、そこはもう触れないというところで整理をしているみたいです。

○八代委員 総務省が厳しい訳ですよ。台帳というのは所有権に関わるからとか何か言うのでしょうか。

○八田座長 かなり根っこの深い問題ではあるでしょうけれども、その一方で、所有権を何とか確定しなくては話にならないという面もある訳ですよ。

○八代委員 そうですよ。

○中川委員 あとは、所有者不明な場合に、利用権をパブリックセクターに与えるという立法例はある訳ですよ。

○内田課長 今度の法案がそのようになっています。

○中川委員 それでできないこともないように思うのですが。

- 内田課長 同意を得ずにとか、わからないものを告示して、クレームがなかったら同意したものとみなすというところが非常に大きな課題であると思っています。
- 中川委員 それが煩雑だということですか。
- 内田課長 いえ、それを市町が全部担うというところです。
- 中川委員 一応、わからないものに対して、いませんかという公告をなささいという手続を経れば、利用権を設定できる訳ですよ。市町がそれをやるのが煩雑だということですか。
- 内田課長 煩雑というか、人がいないというところです。まず所有者にアンケートを出して、やりますか、やりませんかという情報を全部整理しながら、同意を得られたところを整備するという段階になっていきますが、そこを専任の担当が一人もいない中で市町ができるかというところです。そこは、民間事業体に情報を提供してあげて、民間活力を利用して、森林整備のベースを作ってもら。そこが我々の一つの提案なのです。
- 中川委員 では、今の森林法のスキームで民間が参入できて、人手を何とかやることができますというのが一つの段階なのですね。それは何となくハードルが低い感じもするのですが、長崎県は、そういう手続を全部すっ飛ばして、固定資産課税台帳で所有権を確定するという御主張をされているのですか。
- 内田課長 率直に言えばそうですね。民間事業体に貸し出す手段として課税台帳を利用して、所有権の同意をもらうということです。
- 八田座長 一つの可能性としては、市がやるのはとてもではないけれども、キャパシティを超えているから、所有権の問題に触れずにその作業自体を民間に委託することもあり得ますよね。
- 内田課長 そうです。
- 宮本課長 探索も含めて、民間事業体にオープン化して委託することは十分あり得る話です。
- 八田座長 そうすると、国以外の自治体でも利用できる訳ですね。
- 宮本課長 それも、我々の提案の中に今、まさに入れさせていただいているものです。
- 八代委員 現行の法律ではできないのですか。
- 宮本課長 できませんね。
- 八田座長 そこは委託は許されていないという形ですか。
- 宮本課長 そうということが具体的にまだ示されていないのです。
- 八代委員 なるほどね。
- 八田座長 これはいいかもしれないですね。
- 八代委員 特区で明確化しろということですね。
- 綾香次長 まず、長崎でしっかりと先行実施させていただいて、全国に普及していく。
- 八代委員 それはいい御提案ですよ。
- 八田座長 大体、御提案の趣旨はわかったと思います。事務局はよろしいですか。

○村上審議官 今回のポイントの一点目は、今の部分で、この国のスキームを民間自身にやっただくことで、ベネフィットコストの良いスキームを作れることが一つです。

それから、今日はあまりお話に出ませんでしたし、CLTの輸出を採算ラインに乗せるぎりぎりのところを見ますと、CLTというのは、12mよりも大きいものを切り刻んで輸出してしまいましたら、強度の長所がなくなってしまうものですから、大きい状態のまま出せる物流ルートを確認しなければいけない。ところが、そこに運ぶのは当然、特殊車両で、距離が出ればどんどんお金がかかっていくことになるものですから、一番地元の港に、しかもどこかの会社をお願いしてやるのではなくて、地元で一番近い港から12m超の大きい材料の資材のままの状態を出せると、採算に乗る可能性があるという計算がある、ちょうどその限界値のところに関港、不関港とか、特殊車両とか、トラック1台でも運送業をやらせてくれという話が出てきているのが、この川下提案のほうだと自分は理解しております、この二つは面白い論点ではないかと思っております。

○八田座長 わかりました。

そうすると、今日伺ったお話では、不在地主の件について国のスキームが使えることも一つの可能性がある。

港のことについては、北のほうで港を開くことによって、大変な資源節約になり得るのだから、それを利用して県が何とかされる部分もあり得るかもしれない。

そして、最後に仰ったような、ある程度の大きさが必要だから、それを運ぶための規制緩和があるのではないかと思います。

○八代委員 しかも、それを長崎市でやる訳にはいかないから、離島限定でやるということですね。それは、ほとんど交通量もない訳です。

○八田座長 対馬のこれを見せていただいて、大丈夫だという感じがしましたよね。

では、よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。